

津市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成15年3月27日

津市監査委員 岡部高樹
同 日野昭
同 山中利之

監査結果報告書

第1 監査執行者 津市監査委員 岡部高樹
同 日野昭
同 山中利之

第2 監査実施年月日及び監査対象

| 監査実施年月日 | 監査対象 |
|-------------|--|
| 平成14年11月5日 | <都市計画部> 港湾・海上アクセス課、街路公園課、都市計画課 |
| 平成14年11月6日 | 建築指導課、津駅前北部土地区画整理事務所 |
| 平成14年11月12日 | <福祉保健部> 援護課、保健センター、高齢福祉課、保険年金課 |
| 平成14年11月13日 | 福祉課 <財政援助団体> 上浜保育園、さつき保育園、泉ヶ丘保育園、ぼだ いじ保育園 |
| 平成14年11月18日 | 三重保育園、三重保育園乳児保育所 <福祉保健部> 新町保育園、立誠保育園、相愛保育園、雲出保育 園 |
| 平成15年1月24日 | <市民生活部> リージョンプラザ、市民課、人権課・地域調整室 |

| | |
|----------------------------|---|
| 平成15年 1月27日 | ・中央市民館、市民交流課・防災安全室・男女共同参画室 一身田支所、アストプラザ、神戸支所、片田支所 高茶屋支所 |
| 平成15年 1月30日 | <環境部> 西部クリーンセンター、環境事業課、環境保全課 環境管理課 |
| 随時監査 平成15年 1月21・22 日 | 街路公園課、下水道事業課所管に係る工事 津港跡部線道路改良(舗装)工事 津第5-6処理分区公共下水道工事その9 |

なお、工事現場の視察については、次の工事について実施した。

- ・一身田町及び一身田大古曾地内道路修繕工事
- ・上浜都市下水路(桜橋ポンプ場下部土木)築造工事
- ・津港跡部線道路改良(舗装)工事

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び担当職員の説明を聴取し、関係諸帳簿を調査して監査を実施した。

随時(工事)監査の実施に当たっては、平成14年度工事中のものから抽出し、工事計画、設計、積算、施工及び監督業務について、それぞれの工事担当職員から説明を聴取するとともに、現場を実査した。

なお、工事の技術面に関しては、社団法人大阪技術振興協会に技術士の派遣を依頼し、指導及び助言の協力を得た。

第4 監査の着眼点

地方自治法第199条第1項の定期監査の実施に際しては、予算の執行は計画的、効率的に行われているか、またその手続は適切か、会計処理は法令等に基づき行われているか、現金の取扱いは適切に行われているか、財産の管理は適切に行われているか、各種の帳簿、書類の記帳、保存等は適切に行われているかなどのほか、事務処理は効率的、効果的に行われ、改善すべきところはないかなどを基本的事項とした。

また、津市は、環境マネジメントシステム(ISO14001)の取得に向けて取り組んでいるなかで、再生紙の利用拡大や用紙類の使用量の削減に努めているところであり、地方自治法第199条第2項の行政監査のテーマを平成13年度に引き続き「印刷物における再生紙の活用状況について」と

した。

なお、その実施に当たっては、平成13年度の一般需用費のうち契約金額が10万円以上の印刷物の作成について、昨年度の指導事項が遵守されているかどうかを主な着眼点として検証した。

第5 監査の結果

所管する事務事業の推進に当たっては、各分野において努力が払われており、各種の事務は法令、規程等の定めるところに従い概ね適正に執行されているものと認められた。

全般的には事務処理、財政運営について良としながらも、一部において後述するように事務処理の不備（帳簿・書類等の不備、文書の不整理等）が見受けられたので、積極的に対処するよう指導した。また、監査時に気づいた軽易な事項については、その都度口頭で指導した。

行政監査においては、全体としては改善されているものの、一部において再生紙の活用はされているがその表示が行われていないものが見受けられたので、ごみ減量促進国民会議のリサイクルマークを利用するなどの表示を行うよう指導した。

今後においては、作成しようとする印刷物に合わせて使用された再生紙における古紙配合率、白色度、市のマークの使用等を含めた印刷物取扱基準の作成が望まれるところである。

なお、本市は平成14年9月25日付けでISO14001を認証取得したところである。

各課等の監査の結果の概要は、次に述べるとおりである。

< 都市計画部 >

・ 港湾・海上アクセス課

(1) 定期監査

ア 指導事項

文書收受簿の記載に不備が見受けられたので、整備するよう指導した。

イ 所見

当課においては、津松阪港（津港区）の港湾施設の整備に関する事、中部国際空港への海上アクセスに関する事、津市伊勢湾ヘリポートの管理及び運営に関する事などを分掌している。

海上アクセスについては、港湾施設の整備に伴う漁業補償交渉が妥結するなど、平成15年度早々の工事着工に向けて準備を進められているところである。また、今後においては、運航事業者との間で、運航内容についての調整が図られるものと思われるが、公共交通手段としての役割につい

て十分に留意され、運航体制の確立を図られたい。

空港島においては、利便性のある諸施設の整備について、関係団体に対し強く要望されることを望むものである。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

該当はなかった。

イ 指導事項

特に述べることはない。

・街路公園課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、都市計画事業における街路及び公園に係る業務並びに緑化推進に係る業務を分掌している。

街路事業にあつては、津港跡部線街路改良工事、栗真海浜線道路改良工事などを実施され、事業の推進を図られているなか、特に、中部国際空港へのアクセス道路である津港跡部線については、先日、工事監査を実施したところであるが、本年度末の完成に向けて順調かつ適切に進められていることを評価するものである。

公園事業である中勢グリーンパークについては、平成13年に一部開園され、好評を得ているところであるが、今後とも、利用者の声に配慮しつつ平成18年度の全部開園に向けて整備を図られたい。

また、本年度から、業務の合理化、効率化を図るために、道路課へ現業部門が統合されたところであるが、業務の執行に当たっては、住民の要望や苦情に対し、より迅速に答えられるよう望むものである。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

該当はなかった。

イ 指導事項

特に述べることはない。

・都市計画課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所 見

当課においては、都市計画法に基づき都市計画の決定及び変更に関する事務、開発行為の指導、審査及び協議、市街地再開発事業に関する事務などを分掌している。

都市マスタープランで位置付けられた線引き見直し、用途地域等の都市計画の決定（変更）については、三重県及び本市が実施している都市計画基礎調査の結果を踏まえ、課題などを地元住民で組織する「まちづくり協議会」との協働により整理し、計画的な見直しを図られたい。

津駅前北部地区市街地再開発事業（A - 2、B、C地区）については、現在、地権者間との協議を行っているところであるが、駅前の都心核にふさわしい、にぎわいのある市街地が形成されることを期待するものである。

また、違反広告物に対する指導、市街化調整区域における開発行為の許可権限等、県から委譲された業務が多く対応に苦慮されているところであるが、今後とも、円滑な事務の執行に努められることにより、適切に処理されたい。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

該当はなかった。

イ 指導事項

特に述べることはない。

・ 建築指導課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所 見

当課においては、建築基準法に基づく、確認、許可、認定、検査などのほか、違反建築物に対する措置、指導及び三重県バリアフリーのまちづくり推進条例に基づく建築物の整備に係る事前協議等の業務を分掌している。また、平成14年5月30日に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が施行されたことによる建築物の解体工事に伴う届出等の処理業務も行っている。

平成13年度の建築物確認申請件数は870件で、前年度に比べ313件の減少となっている。一方、完了検査については76.8パーセントと年々増加していることを評価するが、今後とも、指定確認検査機関との連携を図りながら、実施率の向上に努められたい。

なお、建築確認申請に係る事務にあつては、データベース化による効率化について検討されたい。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

該当はなかった。

イ 指導事項

特に述べることはない。

・津駅前北部土地区画整理事務所

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当所においては、平成8年3月14日の事業認可に基づく津駅前北部土地区画整理事業の実施に関する事務及び津駅前第二土地区画整理事業に係る清算等に関する事務を分掌している。

津駅前北部土地区画整理事業については、平成14年2月の仮換地指定に伴う行政不服審査請求が出されているが、今後とも、地権者の理解が得られるよう誠意ある対応に努められ、良好な都市環境が形成されることを期待するものである。

津駅前第二土地区画整理事業における徴収事務にあつては、引き続き納付指導に努力されたい。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

該当はなかった。

イ 指導事項

特に述べることはない。

<福祉保健部>

・援護課

(1) 定期監査

ア 指導事項

・システム保守委託に伴う予定価格調書の封入に不備が見受けられたので、適切に行うよう指導した。

・一部の備品において、備品標識(備品ラベル)がなかったので、貼付するよう指導した。

イ 所見

当課は、生活保護法に基づく調査、決定及び措置、同法に基づく相談及び指導並びに行旅病人等に関する業務を分掌している。

当市の保護率は、平成14年9月現在6.47%となっており、雇用情勢の悪化や高齢化の進展等により、平成9年度以降増加の傾向に転じている。

このような状況のなか、今後においても、要援護世帯の持つ多種多様なニーズや状況変化を的確に捉えて、稼働年齢者に対する就労指導、在宅支援施策の活用、扶養義務者との関係調整等それぞれのケースに応じたきめの細かい指導援助が求められるところである。

なお、当課においては、多額の現金を取り扱っていることから、保管等の管理については十分に注意されたい。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

該当はなかった。

イ 指導事項

特に述べることはない。

・保健センター

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当センターは、安心して妊娠・出生・育児ができ、子どもの心身の健全な発育・発達を図る母子保健対策、「自分の健康は自分で守り、つくる」との観点からの疾病の早期発見、予防を図る成人・老人保健対策等に取り組まれている。

母子保健対策においては、平成14年4月に夜間こども応急診療を開始されたところであるが、多くの利用者があり、小さな子どもをもつ親に喜ばれていることを評価するところである。

近年、社会問題になっている児童虐待については、早期発見、予防に努めるためにも、その兆候をいち早く発見できるシステムの整備が待たれるところである。

成人・老人対策については、今後とも、当センターを拠点とした健康づくりへの意識啓発を行うとともに、健康チェックができる機会の提供、訪問指導、健康相談等を実施されることにより、住民の健康の増進と高齢者の寝たきり予防等を図られたい。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

該当はなかった。

イ 指導事項

特に述べることはない。

・高齡福祉課

(1) 定期監査

ア 指導事項

出張命令簿において、一部記載の不備が見受けられたので、適切に行うよう指導した。

イ 所見

当課においては、複雑多様化する高齡者の福祉ニーズに的確に対応するため、介護予防・生活支援、生きがい推進事業などの諸事業のほか、介護保険事業を分掌している。

近年、人口の高齡化は大きな社会問題となっており、本市においても65歳以上の高齡者数は、平成14年4月1日現在30,044人で、総人口に対して18.37%とますます高齡化が進んできている。

このようななか、来年度からは、新たな高齡者保健福祉計画による福祉施策が進められることになるが、高齡者が健康で生きがいを持ち安心して暮らせる地域づくりに向け、各種の福祉サービスが充実されることが期待される。

また、介護保険事業についても、来年度から新しい計画のもとでの制度運営となるが、高齡者人口の増加及び制度の浸透とともに、サービスを利用する人の増加も予想されることから、的確な見通しに基づいた計画を策定され、健全な事業運営に努められたい。

なお、当課においては、時間外勤務が多くなっているが、職員の健康管理に十分留意されるとともに、事務の見直し等による縮減に向けた対応が望まれるところである。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

該当はなかった。

イ 指導事項

特に述べることはない。

・保険年金課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所 見

当課においては、国民健康保険事業をはじめ、老人保健医療事業、国民年金事務、医療費の助成事業を分掌している。

国民健康保険事業にあっては、本年度から、保険料の基礎賦課額の見直し、賦課割合の平準化、賦課方式の変更等を実施することにより、安定した運営を目指しているところである。

しかしながら、リストラ等による加入者が増加傾向にある一方、被保険者の低所得化などに伴い、収納率の低下、資格者証及び短期被保険者証の交付も増加していることから、保険制度への住民の理解を得るための更なる努力を行い、納付指導の強化、口座振替の促進などによる収納率の向上に引き続き取り組まれない。

また、他課での行政サービス提供時に、滞納者に対する納付の指導ができるシステム化についても検討されたい。

なお、当課においては、時間外勤務が多くなっているが、職員の健康管理に十分留意されるとともに、事務の見直し等による縮減に向けた対応が望まれるところである。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

4月1日号老人保健市政だより特集号

イ 指導事項

再生紙の使用はされていたが、その表示がなかった。今後においては、再生紙使用の表示をするよう指導した。

・福祉課

(1) 定期監査

ア 指導事項

業務委託契約書において、契約日の記載漏れが見受けられたので、整備するよう指導した。

イ 所 見

当課においては、福祉行政の要として社会福祉施策の総合調整、児童福祉及び障害福祉に関することなどを分掌され、社会福祉の充実に取り組まれている。

社会福祉にあっては、地域福祉計画の策定に向けて、平成14年8月から津市地域福祉計画研究チームを設置され、計画に必要な住民意見、ニーズの反映等の研究に取り組まれているところである。今後においては、総

合的な地域福祉の推進が図られるよう努力されたい。

児童福祉にあつては、児童扶養手当業務が平成14年8月に県から委譲され、認定等の判断を全て市で行うことから、認定業務の公平性を図られたい。

障害福祉にあつては、平成15年度から障害者福祉サービスの一部の利用方法が、措置制度から支援費制度に移行されることになるが、職員の専門性などの資質の向上と関係機関の連携を図りながら業務の遂行に努められたい。

また、津センターパレスの市民活動センターにおいては、保育士や幼稚園教諭が連携し、親子で遊びをしながら子育て相談ができるあそびの広場にも多くの利用者があり、好評を得ていることを評価するものである。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

該当はなかった。

イ 指導事項

特に述べることはない。

< 財政援助団体 >

・ 私立保育園

上浜保育園、さつき保育園、泉ヶ丘保育園、ぼだいじ保育園、三重保育園、三重保育園乳児保育所

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

各保育園においては、核家族化によりお年寄りとの触れあう機会が少ない子ども達に、園の行事等で地域のお年寄りと遊ぶ機会をつくり、家庭と地域全体で子育ての支援が図られている。

また、各保育園において、再生紙の使用拡大に努められていることを評価するものである。

市補助金等に係る会計事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

< 福祉保健部 >

・ 保育園（新町保育園、立誠保育園、相愛保育園、雲出保育園）

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所 見

保育料の収納状況その他収支に係る会計事務については、いずれの保育園もおおむね適正と認められた。

今後とも、子どもたちが健康・安全な生活ができるよう保育環境を整え、きめ細やかな配慮に努められたい。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

該当はなかった。

イ 指導事項

特に述べることはない。

< 市民生活部 >

・リージョンプラザ

(1) 定期監査

ア 指導事項

一部の備品において、備品標識（備品ラベル）がなかったので、貼付するよう指導した。

イ 所 見

お城ホールの利用率にあっては、近隣市町村に類似施設が開館されてきていることから、利用率の減少が危惧されるところであるが、依然として80パーセント近くの率を堅持されている。今後においても、当館の特徴を生かした魅力的なホールづくりに努められるとともに、適切な施設の維持管理に取り組まれたい。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

該当はなかった。

イ 指導事項

特に述べることはない。

・市民課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所 見

当課においては、戸籍事務、住民基本台帳事務、外国人登録事務、印鑑登録証明事務などを分掌している。

戸籍事務については、平成13年度からコンピュータによる戸籍の記録

や証明書の発行が可能となり、年々増加する届出をより正確に迅速に処理できるようになったところである。引き続き、住民サービスの向上に努められたい。

住民基本台帳事務については、各種証明書の迅速かつ正確な発行処理に努められ、行政サービスの向上と事務の効率化に取り組まれているところであるが、平成15年8月には住民基本台帳ネットワークシステムの第二次サービスが稼働の予定である。同システムの第二次サービスにあたっては万全の体制で臨まれるよう期待するものである。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

- ・住民異動届
- ・窓口用申請書
- ・市民封筒

イ 指導事項

再生紙の使用はされていたが、一部において、その表示がされていなかった。今後においては、再生紙使用の表示をするよう指導した。

・人権課・地域調整室・中央市民館

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

人権施策を総合的に推進していくため、人権課においては、平成13年3月に「津市人権施策推進プラン」を策定されたところである。今後においては、各部課に配置されている人権施策推進員を中心とした全庁的な取り組みを推進され、同プランの進行管理に努められることが求められているところである。

地域調整室にあつては、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14年3月31日をもって失効したことから、今後の必要な施策については一般対策で対応されているところである。

中央市民館をはじめ橿形、長谷山、雲出の各市民館にあつては、引き続き地域に開かれたコミュニティセンターとして、地域に密着した活動を推進されたい。

なお、福祉資金貸付事業にあつては、貸付金の未償還額が多額になっていることから、文書催告や戸別訪問による納付指導を推進され、収納率の向上に努められたい。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

該当はなかった。

イ 所見

特に述べることはない。

・市民交流課・防災安全室・男女共同参画室

(1) 定期監査

ア 指導事項

一部の備品において、備品標識（備品ラベル）がなかったため、貼付するよう指導した。

イ 所見

当課においては、自治会との連絡調整、市政モニターの運営など住民に開かれた身近な窓口としての事務のほか、市民活動センターの運営、防災・交通安全対策に係る総合調整、女性の社会参画の促進に関することなど幅広い事務を分掌している。

平成13年4月に開設された市民活動センターにあっては、市民活動団体の活動実績が徐々に増えてきているなか、それらの団体の間に新たな交流が生まれてきており、活動の促進に寄与されているところである。

また、平成14年7月に開設された白塚市民センターにあっては、地域住民のコミュニティ活動の施設として整備されたところである。今後とも、地域住民に親しまれ、特色ある活動が展開されることを期待するものである。

放置自転車対策にあっては、江戸橋駅、津駅西口及び東口周辺を放置禁止区域指定にしたことにより、放置自転車は減少してきており、駅前歩道部の有効利用の確保がされつつあるところであるが、手軽な交通手段である自転車の増加が見込まれることから、引き続き駐車場の整備や効率的な活用に取り組みされるとともに、利用者への駐車ルールの周知や防犯登録の推進に努められたい。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

- ・情報紙「ぷれいす」
- ・津市女性議会会議録

イ 指導事項

再生紙の使用はされていたが、その表示がされていなかった。今後においては、再生紙使用の表示をするよう指導した。

・支所(一身田、神戸、片田、高茶屋)

(1) 定期監査

ア 指導事項

出勤簿に市内出張に係る表示がされていない支所が見受けられたので、是正するよう指導した。

イ 所見

証明手数料など現金出納事務を中心として監査を実施したところ、各支所ともおおむね適正に処理されていた。今後とも、的確な事務処理に努められるとともに、地域住民の利便に寄与されたい。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

該当はなかった。

イ 指導事項

特に述べることはない。

・アストプラザ

(1) 定期監査

ア 指導事項

一部の備品標識(備品ラベル)に番号が記載されていなかったもので、整理するよう指導した。

イ 所見

当プラザにあっては、アストプラザ施設の申請受付及び維持管理業務を行っている。アストプラザオフィスにあっては、住民票や税に関する証明等の交付のほか、印鑑登録や住民異動届等の受付を行っている。また、土・日・祝日及び午後5時以降においても、行政窓口を開設されている。今後においても、住民等の利便性に配慮され、県都の玄関口に相応しい活力とにぎわいのある広域的交流、生涯学習の場、情報提供施設、市民サービス窓口として、住民サービスの向上に努められたい。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

該当はなかった。

イ 指導事項

特に述べることはない。

<環境部>

・西部クリーンセンター

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当センターにおいては、市内で発生した可燃ごみを焼却処理しているが、これによって生じた焼却灰については、白銀環境清掃センターの延命を図るため、平成14年12月から四日市市の廃棄物処理センターにて溶融処理を行っているところである。

焼却炉については、平成14年4月から新設炉を、同年12月からは改修した既設炉を稼働させることにより、ダイオキシン発生の抑制に努め、新基準に適應した運転に取り組まれている。今後においても、周辺環境には十分に配慮され、適正な運転に努められたい。

また、新設炉において、焼却熱を利用した発電を行い、その余剰電力を売却していることを評価するものである。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

該当はなかった。

イ 指導事項

特に述べることはない。

・環境事業課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、一般家庭から分別排出されたごみをステーション方式により収集している。

平成9年からリサイクル資源の収集及びごみ袋の透明・半透明化を実施することにより、家庭系可燃ごみの収集量の減少、焼却施設への負荷軽減に大きな成果を上げてきたところである。

今後においても、地域住民の協力を得ながら、ごみ出しモラルの推進に積極的に取り組み、ごみの減量化やリサイクルなどのごみ問題に対する住民意識の向上に努められたい。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

該当はなかった。

イ 指導事項

特に述べることはない。

・環境保全課

(1) 定期監査

ア 指導事項

資金前渡受払簿及び出張命令簿において、一部記載の不備が見受けられたので、適切に行うよう指導した。

イ 所見

当課においては、生活環境の保全に係る計画及び総合調整、公害防止、大気、水質、騒音等に係る環境調査並びにISOに関する業務等を行っている。

津市の環境と共生する基本条例に基づく津市環境基本計画を策定され、その推進計画となる津市環境基本計画第1次アクションプログラムのもと、環境施策を総合的かつ計画的に推進されているところである。今後においても、同アクションプログラムの進捗状況についての的確な進行管理に努められることにより、津市環境基本計画の実現に資することが望まれる。

また、平成14年9月25日付けでISO14001の認証取得をされたところである。現在、平成15年度拡大認証取得の対象組織として、競艇事業部、消防、短期大学、各小・中学校等を予定されているところであるが、今後においては、市民や事業者における環境保全活動への高まりへと繋げていくことが期待される。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

該当はなかった。

イ 指導事項

特に述べることはない。

・環境管理課

(1) 定期監査

ア 指導事項

・補助金交付団体からの実績報告において一部不備が見受けられたので、審査を適切に行うよう指導した。

・所管換えされた備品の一部について、備品台帳への記載不備が見受けられたので、整備されるよう指導した。

イ 所見

当課においては、一般廃棄物の処理計画の策定、一般廃棄物の処理業及び浄化槽清掃業の許可指導等をはじめ、ごみの減量、リサイクルの促進な

どの幅広い環境事務を分掌している。

近年、家庭及び事業者から排出されるごみは、大量かつ多種多様化に加え、ダイオキシン類の発生という問題もあり、その処理方法を確立することは緊急の課題となっている。

本市においては、白銀環境清掃センターにびん選別機器を導入する等、順次リサイクル化を図ってきているが、現在、埋立処分を行っているプラスチック類については、白銀環境清掃センターの残余問題や容器包装リサイクル法の趣旨も踏まえ、早急なりサイクル化を図ることが求められている。

また、ダイオキシン対策として、平成14年4月から新設炉を、同年12月からは改修した既設炉を稼働させることにより、新基準に適應したごみの焼却に取り組まれていることを評価するところである。

(2) 行政監査

ア 対象印刷物

該当はなかった。

イ 指導事項

特に述べることはない。

随時監査

・ 工事監査

提出された書類を検分し、疑問点は直接担当者に質問し、当工事の設計・仕様、積算・契約、施工管理・品質管理及び施工監理等の各段階における技術的事項の実施態様について重点的に吟味した。

それぞれの工事については、次に述べるとおりである。

ア 津港跡部線道路改良(舗装)工事

工事場所 海岸町ほか3町地内

工事内容 工事延長 L=430m(歩道部整備)

アスファルト舗装

路盤工 t=(10+10)cm

A=(520+532)=1052m²

表層工 t=5cm

A=515m²

インターロッキングブロック舗装

路盤工 t=10cm他

A=1651m²

自然石透水平板ブロック t=6, 8cm

| | |
|--------------|----------------------|
| | A=1655m ² |
| 縁石工 | L=698.9m |
| 側溝工(街渠工) | L=107m |
| 管渠工 400+ 450 | L=(262+71.4)m=333.4m |

請負業者 大東建設株式会社

契約金額 63,945,000円

工事期間 平成14年7月11日から平成15年2月14日

工事進捗状況 計画出来高 78% 実施出来高 73%

全体として、工事関係書類は、必要にして十分なものが作成されており、かつよく整備されていた。その結果は、監督員の適切な指導と業者の適切な対応が伺え、総体的に良好で評価できるものであり、特に指摘すべき問題点はない。ただ、各項目についての所見並びに今後留意が望まれる個々の事項については、以下に示すとおりである。

(7) 設計図書に関して

- ・設計図書の表題欄に設計年月の記載がない。

設計図は他の設計図書と同様に請負契約上や施工技術資料として最も重要な設計図書である。設計年月は工事中の適用する技術基準書の発行年を示し、維持管理面では将来の補修・補強工事の技術判断に資するものであり、今後留意が望まれる。

- ・特記仕様書の特記事項が不足している。

特記仕様書は施工条件明示(一覧表)として各部署共通の標準化したものを使用し評価できるが、新たな法律の施行などに伴い、明示項目と内容の変更や追記が必要なものがある。下記事項については今後留意が望まれる。

- 建設リサイクル法の手続き等
- 適用技術基準書の具体的な範囲の明示(当工事では、インターロッキングブロック舗装設計施工要領平成2年度版など)
- 工事保険の加入証の提出(請負契約約款による必要な明示事項)
- 環境対策の項目整理(ISO14001認証取得による環境目的の推進策として、公害関係・残土産業廃棄物関係・排水工関係・再生資材使用関係・提出書類など関係する項目)
- 一覧表の全ての当該欄への明示(印を付ける)

(1) 積算に関して

提示された設計内訳書を重点的に検分する限りでは、設計基準は三重県土木工事積算基準を適用した積算ソフトにより積算している。材料単

価は主に三重県標準単価表から設定し、単価表にないものは業者見積りを徴収し、3社以上の見積りから最安値で単価設定している。

また、同種工事の請負単価を比較検討し、また3人による積算チェック体制も確立している。従って、当工事では予め決められた積算ルールに従って適正に積算しており、概ね妥当な積算と思われる。

(ウ) 契約関係書類に関して

契約関係書類を重点的に検分する限りでは、契約方式、見積期間、前払金保証・工事履行保証、監督員通知、現場代理人届・主任技術者届、工事保険等の加入、施工体制台帳及び施工体系図、下請負届等の関係書類はよく整備されている。ただ、以下の書類手続きについては今後留意が望まれる。

a 工事保険等の加入証の提示とその内容確認について

昨今の複合事故や訴訟事故等を鑑み、工事等事業を推進するなかでリスクは常に存在しており、可能な限り効果的な対処法を検討・実施することはリスクマネジメントのリスク対応方針としてリスク移転（保険に付すこと）は必然の策と思われる。

ただ、全工事を対象に保険の種類や付保内容の制限は難しい面もあるが、今後の検討が望まれる。

b 建設リサイクル法による届出（通知書省略）について

当工事では、市長宛通知書の提出を内部のこととして省略している。建設リサイクル法（平成14年5月施行）では対象工事の発注者、元請け会社、下請け会社の全てが何らかの手続きに関わる必要があり、手続きの元である発注者は市長に通知書による届出をしなければならない。発注者による届出義務違反は罰則規定にもあり、今後の検討が望まれる。

(I) 施工管理・品質管理に関して

施工計画書、工程管理状況、建設廃棄物処理計画、工事記録写真、主要使用材料承諾願の関係書類は、工事途中ではあるが、よく整備され評価できる。

ただ、以下の事項で内容不足があり、修正や追加提出が望まれる。また、今後は施工計画書が工事目的物の完成に必要な内容を充分チェックし、不備・不足な箇所があれば、直ちに修正・追加するよう指導が望まれる。

a 舗装（路盤工・舗設工）における施工機械の組み合わせ（表）計画

b 出来形管理基準値の明示

- c ISO14001 認証取得による環境目的の推進策として、工事での具体的な取り組み策の記載
- d 設計 CBR (CBR 試験) が得られるよう、特に路盤締固め作業における作業標準の実施
- e 緊急時の体制と対応の内容充実
緊急資材 (量) と保管場所、休日・夜間の連絡先 (携帯電話など)

(オ) 施工監督に関係して

工事監理は、三重県公共工事共通仕様書及び同施工管理基準に則り、定められた要領により各種の承認手続き、試験・検査の立会及び結果の確認など適切に実施し工事監督記録や私ノートにより記録、報告している。また重要事項については工事打合せ簿で双方確認・記録している。何れも評価できる。今後も監督員は請負業者との協議 / コミュニケーションを十分に行い、品質確保、工程管理に配慮し業者指導を図られたい。

(カ) 現場施工状況調査における所見

現在の進捗状況は出来高85%程度であり、ほぼ予定どおりである。実施工程表から判断するに、着工以来、工程は遅れ気味であったが、平成14年12月末に何とか予定工程を確保できたという感じである。現場では南側の延長50m程度のブロック張り工事が残っているだけであり、工期内に完了するものと思われる。

工事記録写真や現場検分の限りでは、施工状態、出来映え (インターロッキングブロックの貼り付け状況及び波模様の仕上がりは良好)、検測 (出来形基準との整合は適正)、搬入資材の保管状況、場内の整理整頓など日常の施工管理は適切であり、良好な施工状況である。

また、現場事務所における必要な標識類として建設業許可票、労災成立票、施工体系図が掲示されており適切である。

なお、現在、無事故無災害であり、何れも評価できる。

イ 津第5-6処理分区公共下水道工事その9

工事場所 八町2丁目ほか3町地内

工事内容 工事延長 L = 878m (汚水管布設 / 開削工法)

200塩ビ管布設工事 L = 276m (軽量鋼矢板建込み土留工法)

150塩ビ管敷設工事 L = 602m (同上工法)

組立1号マンホール設置工 1箇所

塩ビ製マンホール設置工 25箇所

汚水柵及び取付管工 84箇所

側溝工 (U型) L = 764m ほか

請負業者 (株)ジェイエイ津安芸

契約金額 71,085,000円

工事期間 平成14年7月24日から平成15年3月25日

工事進捗状況 計画出来高 79% 実施出来高 65%

工事関係書類は、工事中に必要とするものは作成されており、かつよく整備されていた。その結果は、監督員の適切な指導と業者の適切な対応が伺え、総体的に良好であり評価できるものと判断され、特に指摘すべき問題点はない。ただ、各項目についての所見及び特に留意が望まれる個々の事項については以下の項目に示すとおりである。

(ア) 設計図書に関して

- ・設計図書の表題欄に設計年月の記載がない。

設計図は他の設計図書と同様に請負契約上や施工技術資料として最も重要な設計図書である。設計年月は工事中の適用する技術基準書の発行年を示し、維持管理面では将来の補修・補強工事の技術判断に資するものであり、今後留意が望まれる。

- ・掘削断面等の設計標準化について

管布設工事では外注委託して掘削及び土留工の設計図作成や数量計算業務を行っているが、設計の外注委託は性能設計や耐震設計の検討など公共工事の品質確保や工事コスト縮減のためには必要なことが多々ある。しかし、設計委託費の低減や工事コストの縮減の観点からは、開削工事では特に管布設の掘削及び土留工の設計標準化や積算の見直しが必要であり、その検討が望まれる。

- ・特記仕様書の特記事項について

特記仕様書は施工条件明示（一覧表）として各部共通の標準化したものを使用し評価できるが、新たな法律の施行などに伴う明示項目や記載内容の変更や追記が必要なものがある。下記の項目や内容について留意が望まれる。

- a 建設リサイクル法の手続き等
- b 工事保険の加入証の提出(請負契約約款による必要な明示事項)
- c 環境対策項目の整理（ISO14001認証取得による環境目的の推進策として、公害関係・残土産業廃棄物関係・排水工関係・再生資材使用関係・提出書類など環境に関係する項目の整理）

(イ) 積算に関して

提示された設計内訳書を重点的に検分する限りでは、設計基準は三重県土木工事積算基準を適用した積算ソフトにより積算している。材料単

価は三重県標準単価表から設定し、その単価表にないものは物価版で決定し、それにもない場合は業者見積り（3社以上の見積徴収し、最安値を設定）から決定している。

当工事では指定された積算ルールに従って適正に積算しており、概ね妥当な積算と思われる。

また、積算のチェックは4人により行われチェック体制が確立されている。

(ウ) 契約関係書類に関して

契約関係書類を重点的に検分する限りでは、契約方式、見積期間、前払金保証・工事履行保証、現場代理人届・主任技術者届、工事保険等の加入、工期の適否、施工体制台帳及び施工体系図等の関係書類はよく整備され、何れも適正である。ただ、以下のことについては留意が望まれる。

・ 工事保険等の加入証の提示とその内容確認について

昨今の複合事故や訴訟事故等を鑑み、工事等事業を推進するなかでリスクは常に存在しており、可能な限り効果的な対処法を検討・実施することはリスクマネジメントのリスク対応方針としてリスク移転（保険に付すこと）は必然の策と思われる。

ただ、全工事を対象に保険の種類や付保内容の制限は難しい面もあるが、今後の検討が望まれる。

(I) 施工管理・品質管理に関して

施工計画書、工程管理状況、建設廃棄物処理計画、工事記録写真、主要使用材料承諾願の関係書類は、工事途中であるが、よく整備され評価できる。

ただ、以下の事項で内容不足があり、修正や追加提出が望まれる。

また、今後は施工計画書が工事目的物の完成に必要な内容を充分チェックし、不備・不足な箇所があれば、直ちに修正・追加するよう指導が望まれる。

a 出来形管理基準値の明示

b ISO14001認証取得による環境目的の推進策として、工事での具体的な取り組み策の記載

c 緊急時の体制と対応の内容充実

緊急資材(量)と保管場所、休日・夜間の連絡先（携帯電話など）

d 使用機械一覧表における施工機械の用途の記載

(オ) 施工監督に関して

工事監理は、三重県公共工事共通仕様書及び同施工管理基準に則り、定められた要領により各種の承認手続き、試験・検査の立会及び結果の確認など適切に実施し工事監督記録や野帳ノートにより記録、報告している。また、重要事項については工事打合せ簿で双方確認している。何れも評価できる。

(カ) 現場施工状況調査における所見

工期については、他の占用物件の安全確保の条件から日進量に制限が発生したことにより1ヶ月の工期延期を行っている。当地区での整備事業の推進の努力が伺え、現在の工事進捗状況は今月末で出来高80%程度の予定であり、何とか工期内に完了するものと思われるが、十分な工程管理は必要である。

a 施工管理状況について

工事記録写真や現地検分した限りでは、現場は狭隘で、しかも生活道路の確保が必要ななかで、管布設のための掘削作業、土留鋼矢板の設置、埋戻し時の転圧、道路の仮復旧、各種施工の養生、搬入資材の保管状況、交通誘導員の配置、通行止めや迂回路看板の設置など施工管理は何れも適切で、現場の施工状況は良好である。

また、現地で管布設状況を鏡通し高さ測定を行ったが、据付高さ及び配管状況とも適正である。

b 環境・安全管理状況について

提出された環境対策評価書に基づき、住民の生活環境保全に配慮し、工事中の道路掃除、跡片付けなどよく行き届き、良好な管理状況である。

なお、現在、無事故無災害であり、工事着手前に家屋調査を行っているが、現在工事による被害苦情はないとのことである。何れも高く評価できる。